

## 子ども虐待と教育

山梨県立大学人間福祉学部長 にしざわ さとる 西澤 哲



### 子ども虐待の現状

2018年度の全国の児童相談所の虐待通告対応件数は159,850件であった。これに、市町村の相談窓口への虐待通告件数約12万件を加え、約3万件とされる重複分を差し引くと約25万件となる。「虐待大国」とされる米国では、年間に300万件程度の通告があるものの、通告を受けた虐待対応機関（Child Protective Services）の調査の結果、虐待が確認された事例は60万～70万件であると報告されている。我が国の場合は、児童相談所等への通告があったケースの大半が、実際に虐待等が認められる事例であることを考え、さらには日米の人口を考慮に入れると、年間の虐待・ネグレクトの通告対応件数は、日米でほとんど同程度であると推測される。子ども虐待の問題が社会問題の様相を呈し始めた1990年代の初頭においては、当時の関係者のほとんどが「日本でも虐待が問題となってきてはいるものの、わが国の虐待件数は、米国とは比べ物にならないくらい少ない」と考えていたのではなかろうか。しかしながら、気が付いてみれば、わが国は米国に比肩する「虐待大国」となってしまったと言えよう。

### 子ども虐待への対応

1990年以降の子ども虐待事例の急増に対処するため、子ども家庭福祉領域では、児童虐待防止法の新設および改正や児童福祉法の改正を重ねてきた。また、これらの法改正と合わせて、虐待やネグレクトを理由に家庭外で

養育を受けなければならない子どもたちの養育を保証するための『社会的養育』（里親家庭における養育や施設養育）の大幅な改革を行ってきた。

一方で、子どもに関わる重要な領域の一つである教育において、子ども虐待の増加に対応するため、どのような取り組みが行われてきただろうか。筆者は教育に関して全くの門外漢であるため看過している可能性は否定できないものの、少なくとも部外者から見ると、教育行政が、虐待問題への対応のために何らかの改革を行ったようには思われない。

本稿では、子ども家庭福祉、とりわけ社会的養育が、虐待を受けた子どもの増加に対してどのような改革を実施し、また今後も実施しようとしているのかを概観する。この作業が、教育や学校における子ども虐待対応のあり方を探求するきっかけになることを願う。

### 社会的養育における個別化と小規模化

虐待・ネグレクトを理由に家庭から分離された子どもの養育の最大の受け皿は児童養護施設である。現存する児童養護施設の大半は、戦後の戦災浮浪児対策として誕生し、長きにわたって『集団主義養護』という価値観のもとで子どもたちの養育にあたってきた（積、1971）。集団主義養護とは、「子どもは集団の中で、他の子どもとの関係によって成長していく」とする考え方である。筆者は、戦後直後の戦災孤児の状況の詳細を知らないため推測の域をでないものの、多くの子どもにとっ



て施設で養育される理由が「戦争によって父母を失った」という同種のものであった時代背景にあって、戦争で親を失った子どもたちが、施設において「仲間」に支えられて育つといった事態があった可能性は否定できない。しかし、1960年以降、施設から戦災孤児たちが巣立った後、施設養育を必要とする子どもたちの家族・社会的背景は多様化した。とりわけ、1990年以降、虐待やネグレクトを理由に児童養護施設にやってくる子どもたちは、それぞれ固有の福祉ニーズを抱えて福祉関係者の前にその姿をあらわすようになったのだ。

こうした、個別性の高い、固有のニーズを抱えた子どもたちに対して、『集団主義養護』は無効どころか、反支援的な意味を持ってしまうこととなった。2000年以降、「施設内虐待」という出来事が多発するようになったのも、これと無関係ではないと言えよう。先述のように、児童福祉法や児童虐待防止法が幾度となく改正を重ねてきた要因の一つには、こうした子どもの抱える福祉ニーズと供給される支援のミスマッチがあったと言えよう。とりわけ、2016年の児童福祉法の改正では、従前の「施設ありき」の社会的養育から、里親家庭優先の原則への大転換が宣言された。合わせて、児童養護施設においても、子どもの個別的なニーズに対応するための小規模化（最大6人までのグループホーム方式）への転換を進めることとなった。こうした動きは、子どもの個々のニーズに応じることを可能とするよう、社会的養育の構造改革を進めようとの意図を反映したものである。

### 教育の「個別化」は可能か？

前項で概観したように、子ども虐待の問題が社会問題化することによって、集団を基本としていた社会的養育の問題点が鮮明となり、

その改革の方針が提示されることとなった。一方で、教育領域ではどのような対応がなされているだろうか？ 筆者は、児童養護施設や里親家庭で養育されている子どもたちと関わる機会が多いが、彼らの抱える学力遅滞の問題は深刻である。児童養護施設で養育されている子どもたちは、知能検査の結果では軽度知的障害や境界線級知能に該当することが少なくないが、彼らの家庭における養育の問題を考慮に入れるならば、多くの場合、本来の知的障害ではなく、養育環境の不全に起因する知的発達の問題であると考えられる。さらには、残念なことに、現在の知能検査は学力と全く分離して知能を評価することが困難であり、学力の低下が知能指数の「低下」につながってしまうことも否定できない。

虐待・ネグレクト環境に置かれていたために、知能の発達にとって不可欠な適切な刺激を受けることができず、かつ、家庭学習などの機会を剥奪されてきた子どもたちに学力を保障することの意義は大きい。学力遅滞が二次的障害となるのを予防することができれば、社会的養育下にある子どもたちがより良い人生を歩む可能性が高まることになりはしないか。

子どもたちの個別的な学力ニーズに応えるには、集団養育を基本とした社会的養育が無効・反治療的であったように、集団教育を前提とした現行の学校教育では不可能であるように思われる。学校が虐待という問題に対応するための一つの道筋として、虐待・ネグレクトを受けた子どもの学力保障のための教育の個別化と、それを可能とするための教育の小規模化に取り組むべき時期が来ているのではなかろうか。

(参考文献) 積惟勝 集団主義養護の子どもたち：

福祉と教育の統一のために 社会事業新書 1971

## 学校等における児童虐待への対応

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 えびさわ みさき 海老澤 美咲

### 1 近年の児童虐待をめぐる動きについて

児童虐待については、児童相談所への相談対応件数が最近10年間で約4倍に増加するなど、極めて深刻な問題となっている。また、一昨年を目黒区、昨年の野田市の事件のように、子供たちの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、依然、深刻な状況が続いている。

政府では、こうした事件を受け、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、平成31年2月の関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年3月には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。

令和元年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止や、学校の教職員等児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務が明記された。

また、本法律の成立を受け、令和2年2月には厚生労働省において、体罰の範囲やその禁止に関する考え方等について解説した「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」が取りまとめられた。たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止される。

体罰等によらない子育てのためには、周囲のサポートも重要となる。教育現場等で子育

て中の保護者に接する学校・教育委員会関係者においては、保護者だけで悩みや不安を抱え込むことがないように声かけや支援を行うなど家庭への積極的なサポートを行っていただきたい。また、体罰がエスカレートして深刻な児童虐待につながることをないように、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」の周知もお願いしたい。

### 2 文部科学省における取組

文部科学省では、令和2年度予算において、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）の児童虐待対策のための重点配置の予算を新規に計上している。

令和元年5月には「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、令和2年6月には改訂を行った。また、令和2年1月には、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令等を解説した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成した。本研修教材においては、各学校・教育委員会において、校内研修や教育委員会主催の研修等において、前述の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」と併せて活用いただきたい。

### 3 学校等における児童虐待への対応

学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提



供を速やかに行うことが求められる。児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点となる。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

個々の教職員だけで虐待に関する問題に対処することは極めて困難であるため、教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要である。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することも重要である。

#### 4 コロナ禍における児童虐待

コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛生活等のストレスから虐待に及ぶケースも報告されている一方、児童虐待の対応件数が減少したといった報告もある。休校等で学校等からの相談・通告が減少したことや、外出自粛により周囲の目に触れる機会が減少したことにより、児童虐待が潜在化していることが要因とも考えられる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで経験したことがない生活を強い

られる中、従前から虐待のリスクがあった家庭に限らず、普段以上に配慮が必要である。

日頃から、養護教諭やSC、SSWの役割を伝えておくほか、24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）など、複数の窓口・連絡先を常に教室や廊下等に掲示しておくなど、子供たちが相談しやすくなるような環境づくりに努めていただきたい。

保護者に対しては、リーフレットや学校便り等を通じて子育てに関する地域の相談窓口を紹介しておくなど、保護者だけでなく地域全体で子育てをサポートしていくことができるような環境づくりが重要である。

#### 5 おわりに

児童虐待により子供たちの生命が奪われることは決してあってはならない。子供たちの生命を守ることができるよう、児童虐待防止対策の推進のため、より一層尽力いただきたい。

（参考）

○体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



○学校現場における虐待防止に関する研修教材

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)



# 学校における児童虐待への対応とは

## 県教育庁教育振興部児童生徒課

### 1 はじめに

平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、15万9850件（前年度比2.2万件増）に達し、厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から28年連続で増加している状況である。

また、本県においては、平成31年1月に、小学4年生の児童が亡くなるという痛ましい事件が発生した。そして、本県では、「このような事件を二度と起こしてはならない」という強い決意の下、令和元年に「児童虐待防止緊急対策」を取りまとめ、現在、実行に移している。児童虐待は、県全体においても、深刻な問題の一つである。

### 2 児童虐待とは

虐待は、子供の心身の成長及び人格に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。保護者による虐待は、しつけとは明確に異なり、懲戒権等の親権によって正当化されるものではない。保護者の立場よりも、子供の立場で判断することが大切であり、児童虐待防止法においても、親権者の体罰が禁止されている。

### 3 学校及び教職員の役割・責務

#### (1)児童虐待の防止等に関する法律

##### (児童虐待防止法)

児童虐待防止法では、学校や教職員に求められる主な役割として、次の①～④のように記されている。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

#### (2)早期発見、早期対応、速やかな通告

児童虐待は、家庭という「密室」で起こることから発見が困難であると言われている。そのため、子供や保護者と接する機会の多い教職員が、SOSのサインや家庭での変化を見逃さずに発見し、管理職のリーダーシップのもと、学校全体で早期に対応することが大切である。学校及び教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め、虐待の疑いがあると感じた際は、速やかに関係機関に通告するという重要な役割が求められている。

#### (3)関係機関との連携

児童虐待は、発生要因が複雑なうえに、子供、保護者双方への支援が必要であることから、学校だけの対応は困難であり、関係機関との連携が必要である。また、虐待の有無を調査・確認したり、その解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・



支援したりするのは、権限と専門性を有する児童相談所や市町村の虐待対応担当課である。学校・教職員は、児童相談所、警察、市町村の虐待対応担当課等の関係機関の役割や専門性を念頭に置きながら、学校としての役割を果たすことが大切である。

#### (4) 通告後の支援について

学校は、通告後も関係機関と共に支援を継続することが求められる。児童生徒に対しては、学校で安心して過ごせるよう心のケアに努め、児童相談所に一時保護されている場合は、学習機会の充実を図る必要もある。

また、保護者に対しても、関係機関と共に支援を継続することが原則である。ただし、威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合は、関係機関や弁護士等と連携して対応することが重要である。そして、学校や教職員は、通告したことや、その経緯については、たとえ保護者であっても漏らしてはならず、虐待に関する個人情報も、個人情報保護の法令に照らし不開示を検討する必要がある。

## 4 千葉県教育委員会の取組

県教育委員会では、児童虐待の防止に向け、県の「児童虐待防止緊急対策」の中で、以下の取組を実施している。

### (1) 非常勤講師の加配

虐待対応の強化に向けて、担任が児童のきめ細やかな見守り・ケアを行えるよう、小学校に担任等の授業の一部を代替する非常勤講師を派遣。

### (2) スクールソーシャルワーカーの拡充

これまでの拠点校配置に加え、緊急性が高い困難事案にも迅速に対応できるよう、各教育事務所に1名ずつ配置し、子供、保護者、教職員等に対する支援・相談等を実施。

### (3) スクールロイヤーの活用

児童虐待等、子供たちを取り巻く問題に関

して法的側面からの助言が必要な場合は、県弁護士会から推薦されたスクールロイヤーが、電話や対面で法律相談を実施。

### (4) 啓発リーフレットの作成

令和元年8月に、虐待の早期発見、早期対応に資するチェックポイント等を記載した「教職員のための児童虐待対応リーフレット」を作成し、全公私立（千葉市を除く）幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員に配付。各学校において、リーフレットを活用した校内研修を実施。

### (5) 教職員用マニュアルの改訂

平成19年3月に作成された「教職員のための児童虐待対応マニュアル」を、令和元年11月に「教職員のための児童虐待対応の手引き」として改訂し、県教育委員会Webサイトに掲載。令和2年度には、児童虐待の具体的なケースを想定した事例集と、校内研修用資料を加え、冊子として、各学校に配付予定。

(改訂ポイント)

- ・文部科学省作成の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の内容を追加
- ・児童虐待防止法、千葉県子どもを虐待から守る条例の改正に伴う内容を追加
- ・千葉県の児童虐待死亡事例検証委員会における提言内容を追加、等

## 5 おわりに

児童虐待は、子供に対する重大な権利侵害である。学校や教職員に求められるものは、子供たちの権利を尊重し、保護者との関係よりも、子供の安全を最優先に対応することである。子供たちが、安心して学校生活を送れるよう、教職員一人一人が、学校としての役割と責務を認識し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めることが重要である。

## 県児童家庭課及び児童相談所と各機関との連携による児童の虐待防止対策について

### 県健康福祉部児童家庭課

児童相談所における児童虐待対応件数は年々増加を続けており、平成30年度の統計では9,060件を記録した。現在、千葉県内には7か所の児童相談所があり、県が運営する児童相談所が6か所（中央・市川・柏・銚子・東上総・君津）に加え、政令市である千葉市が運営する千葉市児童相談所がある。平成31年1月に県内で発生した女児虐待死亡事件は報道でもたびたび取り上げられ、記憶に新しいところだが、この事件を受けた死亡事例等検証委員会から、県柏児童相談所など140万人近い人口を管轄する大規模児童相談所のあり方を見直すべきとの提言をいただいた。

令和2年3月、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の部会の一つである社会的養護検討部会に諮問し、同年6月、児童相談所の管轄の区分けを見直すとともに、県の児童相談所を2か所増設する必要があるとの答申をいただいた。新たな県の児童相談所は、印旛郡市を管轄するものと、松戸市及び鎌ヶ谷市を管轄するものになる予定である。また、県内の中核市である船橋市と柏市についても、児童相談所の開設に向けて独自に動いていることから、県としてもこのような動きを支援しているところである。

さて、児童相談所においては、虐待を受けた子供の一時保護を含め、時には児童相談所長による行政権限を行使して親子を分離するなどして、子供の安全を図っている。しかし、児童相談所がこのような強い行政権限を行使できるからといって、児童相談所の活動だけ

で、子供の安全・安心なくらしを守り、虐待の発生を予防し、あるいは再発を防止することは困難である。そこで、それぞれの児童相談所が、子供の暮らす地域の関係機関との連携を深めていくことが大切になる。

子供は在宅での生活、施設での生活を問わず、その年齢や能力に応じた学校に通っている。学校の先生方は、子供たちの様子を日々よくみておられ、子供たちの異変に気付いたり、心配なときには声をかけてあげたりと、虐待の発見や子供のケアにおいて大変重要な役割を果たしている。各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動などを通じて、地域の学校と、市町村、児童相談所が連携して対応していくことは、児童虐待対応の基本である。虐待の重篤化の防止のためには、早期に発見することが重要であると考えられる。学校で子供への虐待を発見した場合や、虐待を受けていることが疑われ、心配な場合には、市町村や児童相談所への通告を行うことが必要である。どのような場合に通告が必要かについては、文部科学省や県教育庁が作成した手引きに詳しいことが記載されているので、ぜひ目を通すようにしていただきたい。虐待対応に当たっては、学校内においてもチームで対応することが大切である。日頃から、各学校で虐待を発見した場合の連絡体制などを確認しておくことが必要である。

通告については、児童虐待防止法第7条で、通告を受けた機関が通告元に関する情報を秘匿しなければならないことが定められている



が、学校からの通告は、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、虐待者によって通告元が推測される可能性が高いと言える。そのため、通告先である市町村や児童相談所との綿密な協議を実施し、保護者に対する対応方法について取り決めておくことが大切である。

令和元年6月に児童虐待防止法の改正があり、その一部が令和2年4月から施行された。その内容は多岐にわたるが、特に重要なところでは、保護者による体罰の禁止や、児童相談所がDV対応部門と連携して対応することなどが法定化されている。このような法改正、また死亡事例等検証委員会の提言などを受けて、県では、市町村と児童相談所の共通マニュアルである『千葉県子ども虐待対応マニュアル』を改定した。このマニュアルを活用して、各地域で児童虐待対応に関わる機関同士の連携が、一層進展することを期待しているところである。

児童相談所においては、今年度から調査課とは別に支援課を設けて保護者への支援体制の強化を、中央児童相談所に人材育成研修課を設けて職員の研修体制の強化を図っている。なお、支援課には新たに保健師を配置し、児童相談所の支援の質の向上に取り組んでいる。7月には中央児童相談所が新庁舎に移転し、警察本部の少年センターと合同で庁舎を使用することになった。少年非行事案の対応などにおいて、児童相談所と少年センターの円滑な連携が図られるものと期待している。

県児童家庭課においては、今年度新たに設けた児童相談所改革室において死亡事例等検証委員会の提言を着実に実行に移していくとともに、虐待防止対策推進室において市町村や学校等関係機関との連携強化を図っている。また、昨年度まで男女共同参画課に所属して

いたDV対策班の所属を児童家庭課に移し、虐待対応部門とDV対策部門との効果的な連携の推進に努めているところである。

教育庁においても、スクールソーシャルワーカーを増員して緊急性の高い困難事案に迅速に対応できるようにする、教職員が不当な圧力等に毅然と対応できるようスクールロイヤーを活用した法的相談等を実施する、虐待の早期発見・早期対応に資するチェックポイント等を記載した教職員向けリーフレットを作成・配付し研修を実施する等の取組が行われているものと聞いている。

今年度は新型コロナウイルスの影響により、学校が臨時休校となって、学校の教職員が子供たちの生活を見守る機会が減ってしまったことは、大変残念なことである。そのような中でも、市町村や児童相談所においては、学校にも協力していただきながら、子供の安全確認に努めている。児童家庭課としては、一人でも多くの子供たちが安全・安心に生活できることを目指して、今後も、教育部門と児童福祉部門との一層の連携強化に努める所存である。



移転した  
千葉県中央児童相談所・千葉県警察少年センター

## 富津市における学校と関係機関が連携した 児童虐待対応について

### 富津市教育委員会学校教育課教育センター

#### 1 はじめに

児童虐待については、できるだけ早く発見し、対応する必要がある。そのために、学校と関係機関が迅速かつ適切に連携することが大切である。

ここでは、学校をはじめ、児童虐待に対応するための各機関の対応について紹介する。

#### 2 学校の対応

虐待を受けている児童生徒は、何らかのSOSのサインを出していることが多い。そのため、学校生活において児童生徒と接する機会の多い教職員は常に虐待を疑う視点を持ち、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときには、「もしかして虐待を受けているのではないか」と疑い、虐待の早期発見に努める必要がある。

学校は虐待が疑われる事例（もしくは虐待の兆候）を発見した際には、直ちに生徒指導対策委員会等を開催し、状況確認と校内での情報の共有を図るとともに対応について協議し、必要に応じ市教育委員会へ相談するなどして、速やかに、児童相談所、市虐待対応担当課（福祉の窓口課）へ通告する。

また、問題に対して学級担任等が1人で対応するのではなく、学校全体でチームを組み、組織で問題解決に当たる。その際、児童生徒の安全確保を最優先し、スクールカウンセラー等を活用し心のケアにも努める。

問題解決については、学校だけで取り組むのではなく、上記関係機関と連携を密に取り

ながら対応していく。

虐待に関する問題が改善された場合も、当該児童生徒の経過観察を続けるとともに、市教育委員会を通して、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）に毎月、情報を提供し、関係機関と連携しながら、再び虐待が起きないように配慮していく。

#### 3 市教育委員会の対応

虐待の予防及び早期発見、並びに、虐待を受けた児童生徒に対する保護や支援等を行うために、学校と関係機関との連携の強化に必要な体制の整備に努める。

具体的な取組としては、要対協における代表者会議・実務者会議・個別支援会議に参加するとともに、教職員に対して関係機関の役割の周知に努める。虐待問題に関わる法律問題について、弁護士に相談できるよう、体制を整えておく。学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の自立の支援について適切に対応できるようにするため、虐待対応に関する研修会を実施する。これら日常的な対応を実施し、児童虐待に関する問題に備える。

学校から相談を受けた際には、直ちに指導主事を学校に派遣して情報収集をするとともに、関係機関との連絡調整を迅速に図る。また、学校からの虐待に関するあらゆる相談に対応するとともに、福祉の窓口課をはじめとした関係機関と連携を図ることで、問題解決へ取り組んでいく。



#### 4 福祉の窓口課（虐待対応課）の対応

福祉の窓口課は相談通告窓口として、市民等から児童虐待に関する相談及び通告等を受けた場合には、児童生徒の安全確保を最優先するため、早急に緊急性の有無を課内協議で判断する。生命の危険があり、一時保護等が必要な場合には、児童相談所や警察署に援助協力依頼を行い、迅速な対応を行う。緊急性が低い場合には、訪問調査等により通告内容だけでなく、家庭状況や養育状況等について詳細な事実確認を行う。

事実確認された内容に基づき、コアメンバー会議により、虐待の有無および対応方針等を決定する。

虐待認定された場合には、要対協登録ケース（以下「登録ケース」という）として支援検討を行う。虐待認定しない場合であっても、支援が必要と判断した場合には支援検討を行う。コアメンバー会議で決定した対応方針に基づき、児童生徒の安全確保を優先した対応を行い、その都度、緊急度やリスクについて検討し、児童相談所や警察署、関係機関等と連携して対応を行う。

登録ケースへの支援は、連携した支援が想定される機関により、個別支援会議を開催し、具体的な支援方法や関係機関の役割等の検討を行う。個別支援会議で決定した内容については、明確化するため所定の様式に基づき整理し、関係機関に配付して情報共有を行う。

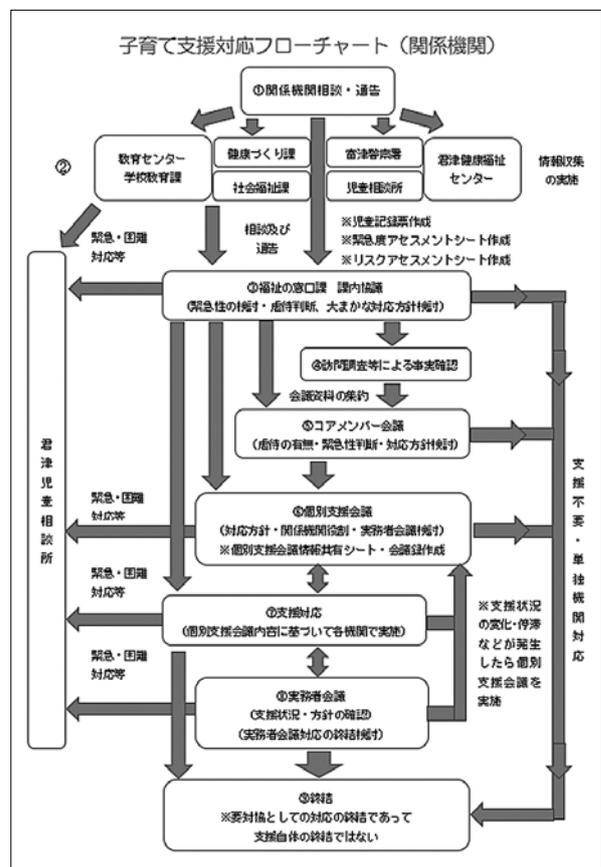
個別支援会議開催時には次回開催予定日を決定しておくが、状況の変化等により、随時個別支援会議を開催して、支援方針の見直し等を行う。

登録ケースについては、隔月で関係機関・団体等の実務者で構成する実務者会議により、支援状況の情報共有等を行う。

また、情報集約機関（児童相談所・母子保

健担当課・障がい福祉担当課・保育所等担当課・教育委員会）は、学校や保育所、医療機関や福祉サービス事業所等の支援状況等について、毎月、所定の様式に基づき情報集約を行い、関係機関で情報共有を行う。

登録ケースの支援の終結については、支援方針で明確化した「要対協終結目標」について、コアメンバー会議により達成しているか確認し、判断をする。登録ケースの終結を判断しても、再発防止の観点から引き続き家庭全体への支援が必要と判断した場合は、関係機関・団体等と連携して支援を継続する。



#### 5 おわりに

児童虐待について、今後も家庭をはじめ関係機関が連携して、児童生徒の人権や安全安心な生活環境を維持していくことを第一に、各機関とも毅然とした態度で対応することが肝要であると考えます。